

論文の内容の要旨及び論文審査の結果の要旨の公表

学位規則第 8 条に基づき、論文の内容の要旨及び論文審査の結果の要旨を公表する。

フリガナ 氏名 (姓、名)	イコミ タカノリ 伊故海 貴則	授与番号 甲 1484 号
学位の種類	博士(文学)	授与年月日 202 年 3 月 31 日
学位授与の要件	本学学位規程第 18 条第 1 項該当者 [学位規則第 4 条第 1 項]	
博士論文の題名	明治維新と「公議」 - 「多数決」による政治的・社会的秩序の形成-	
審査委員	(主査) 小関素明 (立命館大学文学部教授)	山崎有恒 (立命館大学文学部教授)
	東島誠 (立命館大学文学部教授)	
論文内容の要旨	<p>【論文の構成】 本論文の構成は、序章、第一部『公議』の制度化と統治空間の再編(第 1 章～第 3 章)、第二部『多数決』の導入と『公議輿論』の『権力』化(第 4 章～第 6 章)、終章よりなる。</p> <p>【論文内容の要旨】 本論文は明治維新以降～明治 10 年代初頭における近代公権力と「公議」との関係の変遷を当該時期の地域社会の動向を見据えながら、「多数決」の導入に焦点を当てて明らかにすることを目的としたものである。</p> <p>それを試みるに当たって筆者は地域社会から「公議」が生み出される際の歴史的特質を次のような①～③の段階に区分して捉えている。</p> <p>①幕末期～版籍奉還(1869 年 6 月)。この段階においては未だ「多数決」原理は創基されるに至らず、衆論間の熟議を前提とした「全会一致」が目指された。筆者は、横井小楠の構想を題材に、そうした意思決定方式が定着していたのは政権の側に自己の擁する「道理」の「絶対性」への確信があり、「一致」不可能な根本的異論が存在すること自体想定されていなかったことに求めている(第一部第 1 章)。</p> <p>②版籍奉還～地租改正(1873 年 7 月)。この段階においては、大名に対する領地宛状の返却命令発給、藩治職制(1868 年 10 月)、版籍奉還などにより各大名の徳川家に対する主従関係が切断されるとともに土地・人民の私有が廃止された結果、合議を推進する条件はかなり整備された。しかしながら、他藩や他県との施政の統一化をめざす「一国一円」構想の審議のなかにおいても、そうした合議の主体となる個人の自由化が完全に達成されるには至らなかった。筆者はその理由を、士分の解体が未だ達成されていないこと、個人が村社会の拘束から依然自由にはなりきっていないことに求めている(第一部第 2 章・第 3 章)。</p> <p>③地租改正以降。この段階に至って、「多数決」が導入されるという大きな画期を迎える。なぜなら、私的土地所有権の主体である個人は、もはや相互に原理的に妥協不可能な主体として立ち現れるからである。筆者はそうした個人間の「合意」の形成はもはや</p>	

	<p>合議では不可能であり、「多数決」導入する以外には方法がなかったことに着目している。その論証において、そうした地域社会の「総意」と施政の「道理」の調和に奔走、尽力した地方長官の動向が活写されている。そしてそれを官の側の擁する「至当性」との間に調整を行う以外に、施政の方針を決定出来る術はなかったことの証左でもあったとしている（第二部第4章～第6章）。</p> <p>以上のように本論文においては、通常は民主主義的意思決定の順当な手段と目されている「多数決」が、実体的には公権力が掲げる「至当の議」と当該時期の地域社会の「総意」を合成し、安定的な統治の方針を打ち立てる必要性に応じて創基されるにいたったものであることが、主として静岡県を事例に歴史的に検証されている。これは公権力を与件として前提化せず、公論との対峙や反目をへて構成されたものと捉えようとする筆者の視座が投影された結論として意味をなす。当該時期の地方民会での審議と、それに向き合った地方長官の動向に詳細な目が向けられていることは、この分野の進境を開削する試みとして意味をなす。</p>
<p style="writing-mode: vertical-rl;">論文審査の結果の要旨</p>	<p>本論文が権力機能論的観点から、「多数決」が必然化される要因を、日本の地域社会の実情変化を視野に入れながら、詳細に検討したことの意味は大きい。特に通常民意の吸収手段と目される「多数決」が、むしろ民意を強制的に一元化し、少数意見に断念と同調を強要する手段として機能した点に着目したことは、民主主義の機能を再検証する上で大きな意味を持つ。そうしたすぐれて哲学的な問題を、先行研究の鋭利な再検証と歴大な史料の渉獵によって、歴史学の課題として俎上にのせたことは、今後の歴史学に新たな方向性を示す可能性を内包している。</p> <p>公権力の存在やその提示する「至当性」を離れた自立的な意思決定はあり得なかったことを明治初期の地域社会の動向と重ね合わせて明らかにしたことは、「善悪の彼岸」にたった冷徹な、それゆえ誠実な歴史分析であり、今日われわれが直面している民主主義の空洞化という痛ましい現実に緊迫感をもって向き合える有効な視座の提示と評価しうる。</p> <p>ただ、こうした公権力と公議の相関性の論証、それと関連して筆者が本論文の仮題として設定した「多数決」が導入される「必然性」の解明という点に関しては、未だ十分とは言いがたく、大きな課題を残していることは否めない。筆者もそれらが今後の仮題であることを十分に認識している。この点を踏まえ、本論文が関連分野に一石を投じる貴重な成果であることは、揺るがない。</p> <p>以上、公開審査とそれを踏まえた審査委員会判定会議の議論により、審査委員会は本論文が本研究科の博士学位論文審査基準を満たしており、博士学位を授与するに相応しい水準に達しているという判断で一致した。</p>

本論文の公開審査は2021年1月15日(金)16時から18時40分まで、洋々館306号教室で行われた。一般の来聴者は、8名であった。

質疑応答は、細かい論点よりも、公論が形成される際に「多数決」原理が導入される必然性をどのように理解すればいいのか、特にほぼ一貫して公権力の主導力が優位に立つにもかかわらず、そこに「多数決」原理によって構成された公論の導入が図られる理由は何かという点に終始した。これは本論文の中核的な論点であると同時に現代にもつながる問題である。筆者はそれに十全に答えるためには、公権力の強制力の源泉は何かということの解明することが避けられないとしながら、現時点での自身の見解を開示した。それは今日までの筆者の本研究解題への取り組みを通じた模索と熟慮が覗かれる見解として審査委員に受けとめられた。

これに加えて審査委員会は、本論文の主要分野である日本近世・近代史にかかわる申請者の【歴史的事項に関わる知識】、【主要な先行研究と本論文との関係】について試問し、それぞれについて十分な回答を得ることができた。また、本学大学院文学研究科人文学専攻日本史学専修博士課程後期課程の在籍期間中における個別論文や学会発表などの様々な研究活動の学問的意義についても質疑応答を実施し、筆者の研究に向き合う真摯な姿勢と意欲を確認した。それらを通じて申請者が博士学位に相応しい能力を有することを確認した。したがって、本学学位規程第18条第1項に基づいて、博士(文学 立命館大学)の学位を授与することが適当であると判断する。